

# 令和2年度 庄内空港利用旅行商品造成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内空港発着の航空便を利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行（以下「旅行商品」という。）の造成、販売及び広報の実施にあたり、旅行会社等に対し助成金を交付することにより、庄内空港の利用拡大を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、庄内空港を利用した旅行商品を企画し、販売及び催行した旅行会社とする。

(助成内容)

第3条 次の区分により助成を実施する。

## 1 庄内イン旅行商品・販売推進助成金

(1) 内 容

旅行会社が主催する庄内空港発着の航空便を利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行の造成、販売に係る借上げバス代に対する助成。

(2) 助成要件及び助成額

旅行商品は、庄内地域に1泊以上の宿泊を要件とし、バスの借上げを行う場合、当該バスに要する借上げ料への助成を、別表1により要件に応じて実施。

## 2 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金

(1) 内 容

旅行会社が主催する庄内空港発着の航空便を利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行の造成、販売に対する助成。

(2) 助成要件及び助成額

助成にあたっての要件及び助成額等については別表2のとおりとし、要件に応じて実施。

## 3 広報推進助成金

(1) 内容

庄内空港を利用した旅行商品造成に伴う広報（チラシ等の作成、新聞等への広告等）の実施に対する助成。

(2) 助成要件及び助成額

助成要件及び助成額については別表3のとおりとし、広報実施に要した経費に応じた助成を実施する。

(助成期間)

第4条 助成金の交付対象となる旅行商品は、原則として、出発日が令和2年6月1日以降であり、到着日が令和3年3月31日までのものとする。

2 助成金の対象となる広報は、原則として、広報の実施日（チラシ等の納品日、新聞広告の

掲載日等)が、令和2年5月15日から令和3年3月15日に属するものとする。

(表示)

第5条 旅行商品に関する広報を実施する場合は、「協賛：庄内空港利用振興協議会」の文言を表示するものとする。

(旅行商品造成届)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、旅行商品造成届(様式第1号)に必要な書類を添えて、原則としてその旅行商品の募集前に、庄内空港利用振興協議会(以下「協議会」という。)に提出するものとする。

(認定)

第7条 協議会は、旅行商品造成届の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であることを確認した上で、提出のあった旅行会社等に認定書を交付する。

(交付申請)

第8条 庄内イン旅行商品・販売推進助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、交付申請書(様式第2-1号)に必要な書類を添えて、催行の都度速やかに協議会に提出するものとする。

2 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、交付申請書(様式第2-2号)に必要な書類を添えて、催行の都度速やかに協議会に提出するものとする。

3 広報推進助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、広報推進助成金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、広報実施の都度速やかに、協議会に提出するものとする。

(助成金交付)

第9条 協議会は、前条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(その他)

第10条 予算の都合上、助成期間中にかかわらず、助成額が予定の額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日より施行する。

[別表 1] 庄内イン旅行商品・販売推進助成金（借上げバス代助成）

区分	宿泊地要件	庄内空港利用	バス会社	助成額【1 催行あたり】
庄内イン旅行商品 [借上げバス代助成]	庄内地域 宿泊 1 泊以上	往復 or 片道	庄内地域	120,000 円
		往復	庄内地域外	80,000 円
		片道		50,000 円

※ バス代助成は催行人員数が 10 名以上 を助成対象とする。

※ 「庄内」とは庄内地域 5 市町【鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町】のこと

[別表 2] 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金

区分	目的地要件	庄内空港利用	助成額【1 名あたり】
庄内アウト旅行商品	羽田空港・成田空港のみ利用	往復	1,000 円
	羽田空港・成田空港の乗継利用		3,000 円

※ 1 催行あたり催行人員数が 2 名以上 を助成対象とする。

※ 羽田空港往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行を助成対象とする。

※ 成田空港往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を助成対象とする。

※ 羽田空港、成田空港の各片道の往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を助成対象とする。

[別表 3] 広報推進助成金

区分	助成額【1 商品あたり】	助成要件
庄内イン旅行商品	広報に関する経費の合計額 (消費税込) または 100,000 円 のいずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集した結果、催行が成立しなかった場合も対象とする。</li> <li>他の旅行商品と一緒にチラシ等を作成する場合の経費は、印刷面積等の割合により按分とする。</li> </ul>
庄内アウト旅行商品		

※ 出発日が複数設定された同一旅程の旅行商品は 1 商品として助成対象とする。

※ 助成を受けようとする広報媒体に「協賛：庄内空港利用振興協議会」と表示すること